

マイナ免許証のみお持ちの方へ

当支部が実施するフォークリフト運転技能講習の 31H コース・11H コースはいずれも自動車運転免許の所有が受講要件となっており、さらに所有免許の種別（普通自動車・大型特殊など）によって受講コースが異なります。

令和 7 年 3 月 24 日より運用が開始されたマイナ免許証の券面には所有免許の情報（免許種別、有効期限など）の記載がありません。

このため、従来の運転免許証を持たず、マイナ免許証しかお持ちでない方は、ご自身でマイナ免許証読み取りアプリをダウンロードし、以下の方法で所有免許情報を提示してください。

- ① 受講申込書の添付・・・ご自身でマイナ免許証読み取りアプリを使用し、表示された部分を印刷して添付して下さい。
- ② 受講当日の受付時・・・ご自身のスマートフォンなどのアプリに表示された免許証を目視で確認しますので、表示出来るよう準備して下さい。

※ 当支部では、受講者のマイナ免許証を読み取る作業または印刷は致しかねますのでご了承ください。

マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト <https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>